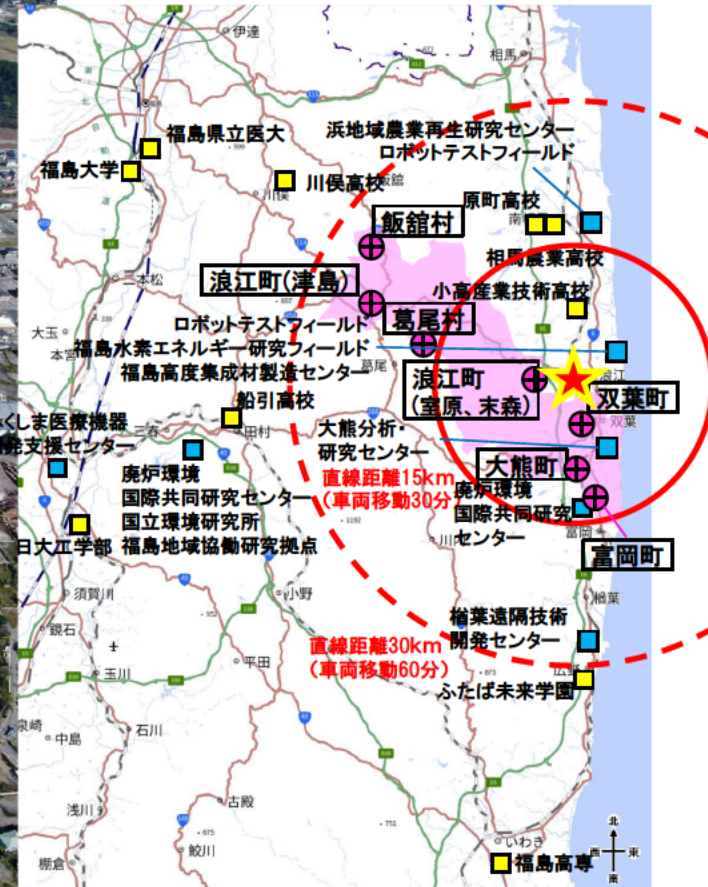


# (1) 福島国際研究教育機構 (F-REI) の立地について

【令和4年9月16日 復興推進会議決定】

1. 福島国際研究教育機構（以下、「機構」という。）の立地については、以下のとおりとする。  
機構の施設(本施設)：福島県双葉郡浪江町 川添地区  
仮事務所：福島県双葉郡浪江町 権現堂地区 公有施設
2. 国及び機構は、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めるものとする。

主な施設等の位置関係



予定地 航空写真

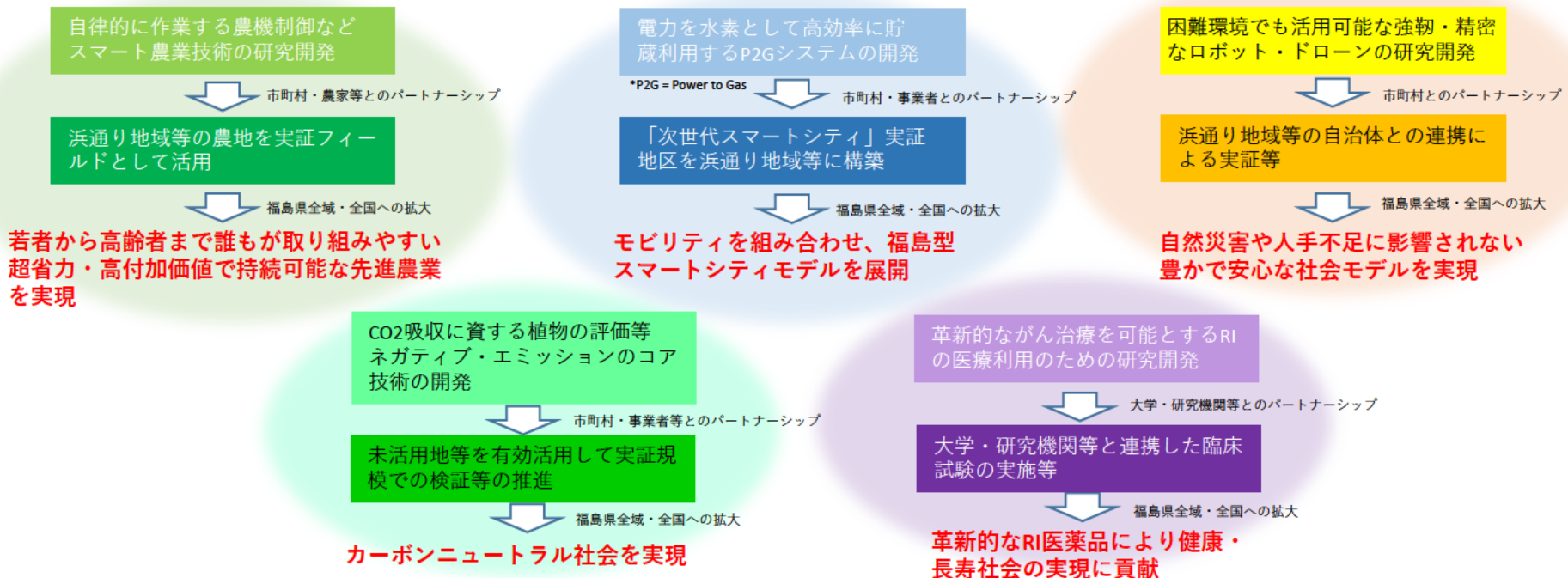
## (2) 福島国際研究教育機構 (F-REI) 事業の広域的波及

### 福島国際研究教育機構を核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について

#### (基本的考え方)

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

#### (機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例)



...  
など

# (3) 福島国際研究教育機構 (F-REI) に関する「中期目標」

## 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（中期目標）

第百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（第百十条第一項各号に掲げる業務のうち、第百十七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2、3 （略）

4 **主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。**

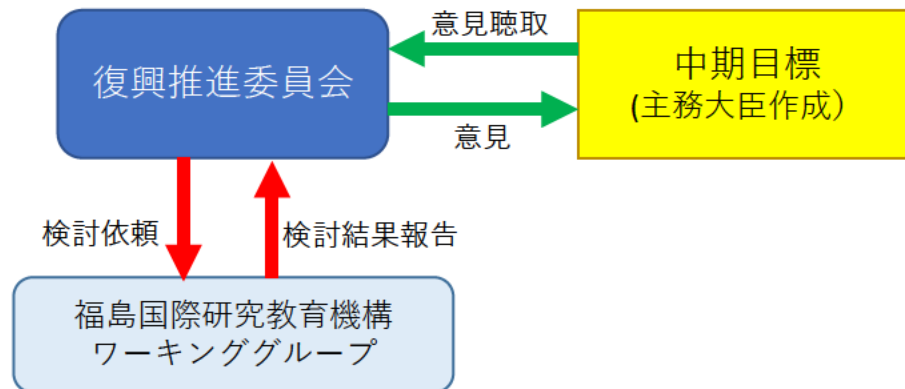
5 （略）

## 第39回復興推進委員会（令和4年6月6日）資料1-3（抜粋）

機構の中期目標の策定に当たっては、令和4年度後半に復興推進委員会からの意見聴取を予定している。意見のとりまとめに当たっては、委員会の下に評価の実務的な作業を行う体制を構築することが考えられるところ、その構成員等、具体的な手続きについては、今後、委員長に御相談の上、次回委員会でお諮りしたい。

○復興推進委員会が中期目標に対し意見を行うに際し、機構の業務特性に応じた実効性のある意見を行うために専門的・客観的な立場から検討を行うことを目的とし、研究開発の推進に係る専門的知見を有する者等も加えた福島国際研究教育機構ワーキンググループを開催することとする。

○復興推進委員会は、同ワーキンググループにおける検討結果を踏まえて意見することとする。



# (参考) 福島国際研究教育機構に関する復興推進委員会の役割

○福島復興再生特別措置法により、復興推進委員会（及び総合科学技術・イノベーション会議）は、福島国際研究教育機構に関して右の3つを行う役割を担うこととなった。

- ① 中期目標に対する意見（R5 2月末日途）
- ② 各事業年度の業績評価に対する意見（初回 R6 7月頃）
- ③ 中期目標期間終了時の検討に対する意見（R11年度）

## (参照条文) 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等)

第百十五条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間における研究開発等業務の実績

2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第百三条第一項ただし書の規定により定められた場合又は第九十七条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる理事長の任期が第百三条第二項の規定により定められた場合には、それらの理事長（以下この項において「最初の理事長」という。）の任期（補欠の理事長の任期をむ。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における研究開発等業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3～5 (略)

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うときは、あらかじめ、**復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。**

7～9 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第百十六条 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、研究開発等業務における個々の研究開発の妥当性及びその継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、**復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。**

3、4 (略)

# (参考) 福島国際研究教育機構 (F-REI) の概要

福島国際研究教育機構 (以下「機構」) は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるように必要な予算を確保

## 福島国際研究教育機構

(福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人)

理事長予定者：山崎光悦 (前金沢大学長)

理事長のリーダーシップの下で、**研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進**

- 研究者にとって魅力的な研究環境 (国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備)
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

### 研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

### 産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

### 人材育成

- 大学院生等
  - 地域の未来を担う若者世代
  - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

### 司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

#### 【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ドローン



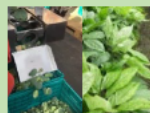
遠隔操作ロボット

#### 【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



生産自動化システム等の実証



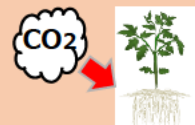
有用資源の探索・活用

#### 【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



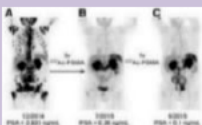
水素エネルギーネットワークの構築・実証



ネガティブエミッション技術

#### 【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やRIの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



新しいIRI医薬品によるがん治療



超大型X線CT装置 (ものづくりDX)

#### 【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本施設：浪江町川添地区

仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設

## 福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信